

平成 21 年 9 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 トーカン  
代表者名 代表取締役 菊子 健二  
(コード番号：7648 名証 2 部)  
問合せ先  
取締役 常務執行役員  
管理統括部長 神谷 亨  
TEL 052-671-2915

## 内部統制システムの基本方針の改定について

当社は、平成 18 年 5 月 16 日の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、一層の充実・改善を図ってまいりました。このたび、平成 21 年 9 月 29 日開催の取締役会において、同基本方針の一部を改定する決議を行いましたのでお知らせします。(変更箇所は下線で示しております。その他の部分に変更はございません。)

### 記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築する。
  - (1) 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トーカングループ行動規範」を定め、研修を実施し、実行する。
    - ・トーカングループ行動規範の周知活動は、遵守すべき法令及び行動範囲を明確にして、取締役及び使用人に対し、研修やキャンペーンなどを通じ徹底を図っております。
  - (2) 取締役、使用人への企業倫理意識等の浸透を図るためこれを推進する組織「コンプライアンス委員会」を設置する。
    - ・コンプライアンス管理規程に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、企業倫理意識等の浸透に努め、また、当委員会のもとで法令分野ごとに定めた主管部門が法令等の制定・改廃に対する対応を図っております。
  - (3) 法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため使用人を対象とした「内部通報制度」を設置する。
    - ・コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、企業集団における違反行為の未然防止及び早期発見を図っております。
  - (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
    - ・反社会的勢力による不当要求などに対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係をもたない体制を整えております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、取締役の職務の遂行に係る文書等は、これに関連する資料とともに社内規程に従い保管する。

- ・文書管理規程に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る書類を適切に保存・管理し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる状態を維持しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。

- ・当社では、「リスク管理規程」を制定し、個々のリスク（生産リスク、災害リスク、情報セキュリティリスク等経営に大きな影響を及ぼすリスク）の責任部署を定め、継続的にリスクを評価し、その未然防止と損失の最小化に努め、リスクを統括的に管理する体制を整備します。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

- ・取締役会を月1回定例開催するほか、社長の諮問機関である経営会議を毎週1回開催し、適切な意思決定を図るとともに、執行役員会議を月1回開催し、業績の進捗状況の把握と情報の共有化を図っております。また、職務執行については、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等の社内規程において責任と執行手続を定め、必要に応じ規程の見直しを行っております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。

- ・当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、また、関係会社管理規程に基づき子会社を管理・監督するとともに、グループの企業理念や価値観の浸透、トーカングループ行動規範の徹底を図り、円滑な企業集団運営活動を実施しております。

6. 監査役の求めに応じて、監査役職務を補助する担当者を設置する。この担当者の人事に係る事項の決定には、監査役会に事前の同意を得る。

- ・現段階では専任の補助者を設置していませんが、監査役からの要請があれば対応することとしております。

7. 取締役及び使用人が行う監査役又は監査役会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。

- (1) 業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事項に関する事項
- (2) 取締役・使用人等が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨
- (3) 会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- (4) 業績及び業績見込みの重要事項開示内容
- (5) 内部監査部門の責任者は、内部監査の実施状況又は、業務遂行の状況及び内部統制に関する活動状況
- (6) 内部通報制度の責任者は、同制度の運用状況及び通報の内容
- (7) 監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び

使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う

- ・取締役及び使用人は、監査役に対し経営会議・その他重要な会議に出席を求め、また、重要な稟議書類を閲覧できる体制を整備し、必要に応じその説明をすることにより、報告体制の充実を図っております。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備。
- ・監査役は、主要な会議に出席するとともに、重要書類等の閲覧により取締役の職務の執行状況を確認し、代表取締役ならびに会計監査人との間で、定期的な会合を行い、意見交換ができる体制を確保しております。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制を構築する。
- ・当社は、「財務報告に係る内部統制運用管理規程」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく体制を整備します。

以 上